

フランスにおける基礎自治体の 「合併＝広域化」と都市内分権組織の創設

—新コミュン・アヌシーの設立と
住区評議会設置の事例（2017年）—

中 田 晋 自

- I はじめに
- II 新コミュン・アヌシーの設立
- III 2020年のコミュン議会選挙
- IV 住区評議会の設置
- V むすび

I はじめに

(1) 住区評議会制（2002年）の概要とその設置義務

フランスの住区評議会制は、2002年の「近隣民主主義法」¹⁾が人口8万人以上のすべてのコミュン(commune)²⁾に対し、都市内分権組織としての住区評議会(conseil de quartier)を設置するよう義務づけた、同国の参加民主主義制度である³⁾。この条件に該当するコミュンのコミュン議会(conseil municipal)は、市内をくまなく「住区(quartier)」に区画した上で、それぞれに「住区評議会」を設置しなければならない⁴⁾。

本稿が具体的な事例研究の対象とするのは、スイスとの国境に近いフランス南東部の地方都市アヌシー(Annecy)である。日本では「国際アニメーション映画祭(Festival International du Film d'Animation d'Annecy)」の開催都市としても知られるこの小都市は、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ(Auvergne-Rhône-Alpes)地域圏(州都：リヨン(Lyon)市)の北東部に位置するオート＝サヴォワ(Haute-Savoie)県の県庁所在地の地位にある。

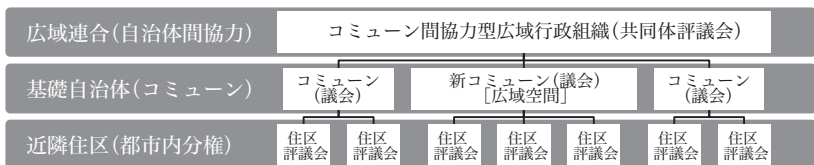
フランスにおけるコミュン再編(市町村合併)の枠組みで、このアヌシー市が周辺5コミュンと共に「新コミュン(commune nouvelle)」

を設立したのは、2017年1月1日のことであった(後述)。この新コミュン・アヌシー(commune nouvelle d'Annecy)の設立時における人口は約12万2千人であったが、これは前年の1月1日に設立されたノルマンディー地方の「新コミュン・シェルブール=アン=コタンタン」⁵⁾の人口約82,000人を追い越し、新コミュンの設立時における人口規模としては最大のものであった⁶⁾。

本稿が、アヌシー市を事例として取り上げる理由は、旧コミュン時代には6万人弱であった旧市の人口が、他の5コミュンとともに「新コミュン」を設立した結果、人口8万人というボーダーラインを突破し、新コミュン・アヌシーのコミュン議会には、住区評議会を設置する法的義務が生じたからである。複数のコミュンが合併することにより設立される新コミュンには、制度上、地方公共団体(コミュン)としての地位が与えられ、これ以降、代表制民主主義の実践は新コミュン議会でなされることになる。また、合併に参加した旧コミュンは、地方公共団体としての地位を失う代わりに、「地域自治区(commune délégué)」の地位が与えられ、旧コミュンの役所は、住民向け行政サービスを提供するための「地域自治区役所(annexe de la mairie)」として維持される(「地域自治区議会(conseils communaux des communes déléguées)」も存置可能であるが、その権限は限定的)。従って、旧コミュンという少なくとも新コミュンよりは小規模のコミュニティにおいて、これまで実現していた行政と住民との関係性(あるいは住民による民主的行政統制)は、新コミュンの設立によって、そのあり方を多少なりとも変化させることになる。

こうした基礎自治体の「合併=広域化」という状況を補完する仕組みとしてまず想起されるのは、上述の地域自治区であるが、2002年に導入された住区評議会制もそれに加えることが出来るであろう。フランスの都市民主主義(制度とガヴァナンス)を多層構造で把握した場合、人口8万人以上のコミュン(アヌシー市の場合は新コミュン)のコミュン議会

【資料1】フランス都市民主主義(制度とガヴァナンス)の多層的構造



が設置する住区評議会は、【近隣住区】レベルにおいて、その活動を展開することになる（【資料1】参照）。

(2) 新コミューン設立の動向

フランスの市町村合併政策は、古くはフランス革命期の「1790年8月20日法」にまでさかのぼるといわれるが、それ以降に制定された諸法律を含め、結局首尾よく進むことのないまま、フランスの基礎自治体であるコミューンの総数は、近年まで36,500あまりで推移してきた。ドゴール派のポンピドゥ（Georges POMPIDOU）政権下で制定された「コミューンの合併と再編に関する1971年7月16日法」⁷⁾（以下、マルセラン法と表記）が、その後40年近くにわたって、同国における市町村合併の根拠法となってきたが、やはり、目に見える「成果」はあげられないままに終わった⁸⁾。

このようにフランスでは、コミューン間の「合併」は進まなかったが、その「協力」を通じた弱小コミューンの体力強化は、積極的に推進されてきた。すなわち、1960年代になると、ドゴール（Charles de GAULLE）政権下において制定された「大都市共同体に関する1966年12月31日法」⁹⁾に基づき、諸都市に「大都市共同体」が設立され、「独自税源を有するコミューン間協力型広域行政組織（Établissement Public de Coopération Intercommunale à fiscalité propre）」（以下EPCIと表記）という制度枠組みが整備されたのである¹⁰⁾。

おそらく今後も、フランスではコミューン間の「協力」が主流を占めるものと思われるが、近年コミューンの再編に向けた新たな施策により、コミューン間の「合併」も追求されるようになってきている。すなわち、国民運動連合（UMP）のサルコジ（Nicolas SARKOZY）政権下で制定された「地方自治体の改革に関する2010年12月16日法」¹¹⁾（以下、地方自治体改革法と表記）により、従来の合併手続き（1971年のマルセラン法が規定）が一新された。このとき、新しい制度枠組み¹²⁾として導入されたのが、複数のコミューンにより設立される「新コミューン」だったのである（基礎自治体の「合併＝広域化」を通じた体力強化）。

いま述べたように、「新コミューン」制度は2010年の地方自治体改革法により導入されたが、同法もその「成果」を即座に示すことはできず、それが目に見えるものとなるには、幾つかのインセンティブ（後述）を地方自治体に付与すると定めた「コミューンの強化と活性化のための新コ

ミュン体制の改善に関する2015年3月16日法¹³⁾(以下、新コミュニケーション体制改善法と表記)の制定を待つ必要があった。同法により、停滞気味であった同国のコミュニケーション再編(市町村合併)は活性化されることになったのである。

政治学者のフリノーは、2015年における同法の制定以降、フランスの地方議員たちがコミュニケーションの再編(新コミュニケーションの設立を含む)に積極的になった理由として、次の3つを挙げている¹⁴⁾。すなわち、①財政的優遇措置、②旧コミュニケーションおよびコミュニケーション議会議員の地位の保持、そして、③拡張をつづける大規模EPCIへの参画後の旧コミュニケーションの影響力保持である¹⁵⁾。とりわけ②に関して、2020年3月に予定されていたコミュニケーション議会選挙の5か月前に、特例的な措置を定めた立法(後述)が制定され、これにより、新コミュニケーション・アヌシーでも同選挙における議員の定数が大きく変動したことから、本稿の第II節で詳しく見ていく。

フランス内務省の地方公共団体総局統計課が公表したデータ¹⁶⁾によると、下記のように、地方自治体改革法(2010年)の制定から2015年(1月1日)まで、25件にとどまっていた新コミュニケーションの設立が、新コミュニケーション体制改善法(2015年)の制定以降急増し、2016-2019年の4年間で793件となるなど、大きな変化が観察される(【資料2】参照)。

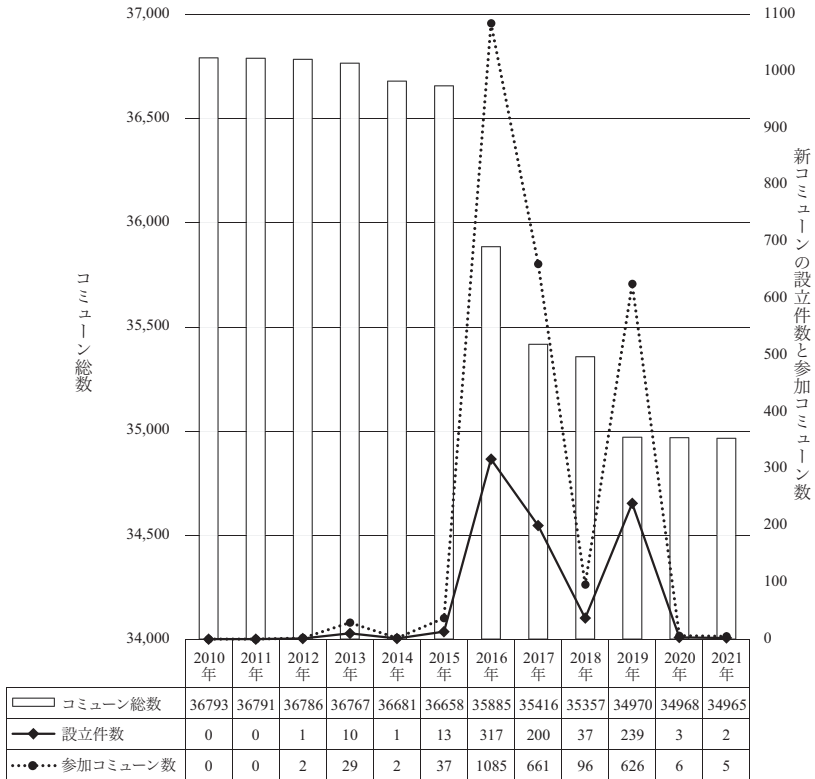
(3) 本稿の目的と構成

以上のように、フランスで2002年に導入された住区評議会制の制度枠組みや新コミュニケーションをめぐる最新の動向を確認した上で、本稿は、この新コミュニケーションを設立したことにより、住区評議会の設置が法的義務となった事例を具体的に取り上げ、新コミュニケーションの設立と住区評議会の設置がそれぞれどのようにおこなわれ、とりわけ後者がいまどのような状況にあるのか、明らかにすることを目的とする。

そこでまず第II節では、フランスの新しいコミュニケーション再編(市町村合併)制度を利用して、アヌシー市が周辺5コミュニケーションとともに「新コミュニケーション」を設立した過程について概観する。法制度上、新コミュニケーションの設立により、代表制民主主義の舞台は旧コミュニケーション議会から新コミュニケーション議会へと移行するが、同時に旧コミュニケーション議会の議員たちは、引き続き新コミュニケーション議会における議員の身分を保証された。第III節では、そうした議員たちの身分保証に関わる議員の定数が、その後どのように管理されたのかを確認す

フランスにおける基礎自治体の「合併＝広域化」と都市内分権組織の創設

【資料2】フランスにおける新コミュン設立の動向（2010年以降）



出典：Les collectivités locales en chiffres et Bulletin d'Information Statistique (N° 130 – mars 2019, N° 143 – mars 2020, N° 152 – mai 2021) par la Direction générale des collectivités locales (DGCL)

※新コミュンの設立件数は、毎年1月1日現在（前年の1月2日から翌年の1月1日までの1年間）のデータ。

るとともに、新コミュン・アヌシーの議会にとっては初の改選となった2020年のコミュン議会選挙の結果、新コミュン議会内の力関係はどのように変化したのかを明らかにしていく。

最後に第IV節では、新コミュン・アヌシーがどのような手続きで住区評議会を設置したのか確認するとともに、2020年のコミュン議会選挙により生じた市政担当者の交代が、同市における住区評議会のあり方にど

のような変化をもたらしたのかを明らかにする。

II 新コミューン・アヌシーの設立

(1) 新コミューンの設立 (2017年1月1日)

1. コミューンの再編を後押ししたもの

後述するように、新コミューン・アヌシーの初代市長には、旧アヌシー市の現職市長であった中道右派・民主独立連合 (UDI) のジャン＝リュック・リゴー (Jean-Luc RIGAUT) が選出されたが、リゴー自身は、旧アヌシー市長時代に、新コミューン設立の意義を次のように説明していた。すなわち、これは、とりわけ「増税圧力を高めることなく、公共サービスを良好なレベル」で維持したいという意思によって推進されてきたものだ、と。上述のように、新コミューンの設立について検討する地方議員たちにとって、「財政的優遇措置」は大きなインセンティブとなっているが、国からの交付金や補助金が削減されているという文脈に置いた場合、それは、予算の増額などではなく、予算削減や地方税増税を緩和することなのである。

また、旧クラン・ジュヴリエ市の当時市長だった社会党 (PS) のジャン・ブトリ (Jean BOUTRY) は、「議員がそれぞれもっている政治的アイデンティティよりも、住民の利益の方が重要である」と述べている。ブトリは、設立に参加する6コミューンの市政担当者が、右派の共和党 (LR)、中道右派の UDI、左派の PS や左翼諸派、さらに無所属など、非常に多様であることを念頭に置いた上で、新コミューンの設立により、クラン・ジュヴリエ市議会において PS が確保している主導権を失うことになったとしても、支持者から理解は得られるとし、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏におけるこの地域の比重を高めることになる今回の新コミューン設立を支持するとしているのである。

いま紹介した政治的傾向の多様化に関するブトリの指摘は、旧コミューン議会の議員全員が、新コミューン議会に議席を確保することを前提としつつ、議会内での力関係について述べた、比較的短期的なものと理解される。しかし、後述のように、2020年のコミューン議会選挙において、新コミューン初代市長のリゴーが率いるリストが敗北したことを考えると、今回の新コミューン設立が、旧アヌシー市において長く主導権を握ってきた中道右派勢力の力量を相対化させる一因になったと考えることもでき

る。このことについては、次節で改めて検討する。

2. 新コミューン設立の手続き

新コミューン・アヌシーの設立に参加した6つの旧コミューン議会は、新コミューンの設立（2017年1月1日）に関する「共同決議」を、2016年6月20日に各コミューン議会で採択した（【資料3】参照¹⁷⁾。

【資料3】新コミューン・アヌシーの設立参加コミューン

旧コミューン名		旧コミューン議会の法定議席数
アヌシー市	Annecey	45議席
アヌシー・ル・ヴィエウ市	Annecey-le-Vieux	35議席
克蘭・ジュヴリエ市	Cran-Gevrier	33議席
メテ市	Meythet	29議席
プランジ市	Pringy	27議席
セノ市	Seynod	33議席

この共同決議（案）では、新コミューンを設立する目的を、次の5点に整理している。

- 当該地域全体のバランスのとれた施設整備と開発（施設整備のより良い配置、ソーシャル・ミックスの改善を通じた住宅整備要求への対応、地域政治の結束強化、企業誘致と農業振興）
- 各旧コミューンではできない公共サービスの良好な水準の維持（住民のニーズと予算削減の双方に配慮）
- 税率維持を前提とした予算の再編成による財政削減
- 地域的・税制的連帯の強化
- 生活環境の保全や地域の開発に必要な投資への充当（財政削減により生み出された予算）

その上で、この決議案は、6つの旧コミューン議会のメンバーにより構成される11のワーキンググループが事前のリサーチをおこなうことや住民との協議をおこなうことについて確認し、さらに、新コミューンの設立に係る地方公共団体一般法典L. 2113-1条以降の諸規定に基づき、次のことを提案している。

- 新コミューンの圏域は、その設立に参加する旧コミューン全体であり、各旧コミューンは地域自治区として存続すること

- 新コミューンの名称は「アヌシー」とすること
- 新コミューンは2017年1月1日に設立されること
- 新コミューンの市役所は旧アヌシー市役所とすること
- 新コミューンの行政管理は、旧コミューン議会の議員全員からなる新コミューン議会によりおこなわれること
- 「新コミューン・ガヴァナンス憲章」および「公共サービス契約」を制定すること
- その他、税制や予算に関する確認事項

なお、リゴー市長は、本件を審議するにあたり、オート・サヴォワ県の県知事¹⁸⁾から、同県の「コミューン間協力計画 (schéma départemental de coopération intercommunale)」の提案があったことについて言及している。そのなかでは、旧アヌシー市も参加している「アヌシー都市圏共同体」¹⁹⁾を含む、5つのEPCIの合併が想定されていることから、リゴー市長は、新コミューンの設立手続きと並行して、このEPCIの統合に向けた手続きも進めていく方針であると述べている。実際、新コミューン・アヌシーが設立されたのと同じ2017年1月1日、新コミューン・アヌシーを含む「グラン・アヌシー都市圏共同体」²⁰⁾が設立されている（【資料4】参照）。

【資料4】 グラン・アヌシー都市圏共同体に参加したEPCI一覧

アヌシー都市圏共同体	Communauté de l'agglomération d'Annecy
アルビー＝シュール＝シェラン郷土圏 コミューン共同体	Communauté de Communes du Pays d'Alby-sur-Chéran
フィリエール・コミューン共同体	Communauté de Communes du Pays de Filière
アヌシー湖左岸コミューン共同体	Communauté de Communes de la Rive Gauche du Lac d'Annecy
トゥルネット・コミューン共同体	Communauté de Communes de la Tournette

※ただし、グラン・アヌシー都市圏共同体の設立と同時にこれらのEPCIは解消され、これらのEPCIに参加していたコミューンは、すべて、この新しい共同体に直接参加するかたちをとっている。

(2) 新コミューン議会 (2017年1月設置)

2017年1月2日、前日の新コミューン・アヌシー誕生を受けて、新コミューン議会が招集された。6つの旧コミューン議会の議員定数は合わせて202議席であり、これが新コミューン議会の議員定数とされた（根拠法

については後述)。

まず、新コミュン・アヌシーの初代市長を互選するための投票がおこなわれた²¹⁾。この投票には、旧アヌシー市の現職市長であったUDIのジャン＝リュック・リゴアのほか、旧アヌシー市議会議員としてはPSのドゥニ・デュペルテュイ (Denis DUPERTHUY) と国民戦線 (FN)²²⁾のトマ・ノエル (Thomas NOEL)、そして旧セノ市の現職市長であったドゴール派²³⁾のフランソワーズ・カミュッソ (Françoise CAMUSSO) が立候補した。

その結果は、次の通りである。

投票権者199名 (202議席のうち3議席は空白)

無効票35票、有効投票164票 (過半数83票)

ジャン＝リュック・リゴア候補 (旧アヌシー) 149票

ドゥニ・デュペルテュイ候補 (旧アヌシー) 7票

トマ・ノエル候補 (旧アヌシー) 7票

フランソワーズ・カミュッソ候補 (旧セノー) 1票

こうして、リゴアが新コミュン・アヌシーの初代市長に選出された。その後、地方公共団体一般法典 (L. 2122-1条およびL. 2122-2条) に従い、助役は同議会定数30% (小数点以下は切り捨て) まで任命できることを確認した上で、同法典L. 2113-7 1°条に従い、2016年6月20日に6つの旧コミュン議会が採択した「共同決議」に基づいて、新コミュン・アヌシーの行政管理は、旧コミュン議会の議員全員 (202名) からなる新コミュン議会によりおこなわれることを確認した。その結果、最大で60名の助役と、法律上、助役の地位にある6名の地域自治区長 (maire délégué) を任命できることが確認されたが、リゴア市長は、旧コミュン議会の代表性や公平な分配に配慮し、2016年6月20日の「共同決議」により承認された「新コミュン・ガヴァナンス憲章」に適合させるべく、助役は13名とし、これとは別に、6名が地域自治区長に選任される旨を提案し、全会一致で承認された。

なおここでは、この後の行論との関係で、2017年1月2日の読会でおこなわれた議決D.CN.2017-08号 (地域自治区議会の設置) について述べておきたい。この議決は、地方公共団体一般法典L. 2113-12条が、新コミュン議会に対し「2/3以上の賛成により、1ないし複数の地域自治区に、区議会を設置することができる (各区議会は1名の市長と新コミュン議会が定めた定数の議員により構成される)」としていることを踏まえ、新

コミューン・アマシーにある6つの地域自治区に、それぞれ区議会を置く
と定めたものである。この提案は全会一致で承認されたが、その際、各区
議会の定数は、前回の改選時(2014年)における各旧コミューン議会の
定数と同数とされ、このとき当選した各旧コミューン議会の議員が、その
まま地域自治区議会の議員を務めることも確認されている(2014年のコ
ミューン議会選挙における各旧コミューン議会の議員定数については【資
料3】を参照)。

III 2020年のコミューン議会選挙

(1) 新コミューン議会の議員定数

こうして、新コミューン・アマシーの設立に参加した旧コミューンは地
域自治区となり、憲法が定める地方公共団体(コミューン)の地位は、当
該新コミューンが享受することになった。旧コミューン議会は地域自治区
議会として存置されたものの、公選議会は新コミューン議会のみとなる。
そして、新コミューン議会に定数として202議席が確保されたのは、次の
ような特例的措置がとられたからであった。

すなわち、2010年の地方自治体改革法の定めに従えば、新コミューン
の議会議員数は、新コミューンの設立後に全国一斉で実施される次回のコ
ミューン議会選挙(2014年3月)まで、69名(地方公共団体一般法典の
L.2121-2条が定める法定議員定数の最大値)が上限であると定められてい
た。しかし、2015年の新コミューン体制改善法により、旧コミューン議
会の議員は全員その身分が保証され、さらに新しい任期(2014年3月の
コミューン議会選挙以降に設立された大半の新コミューンにとっては
2020-2026年の6年間で該当)における定数についても、同条項が定める
人口に応じた法定議員定数の一覧表(【資料5】参照)において、1つ上
の階層の定数が認められることになった²⁴⁾。

逆に言えば、旧コミューン議会の議員(全員)の身分保証という特例的
な措置は、2020年3月のコミューン議会選挙をもって終了し、新コミュー
ン議会に一定の配慮がなされるとしても、基本的には、一般法の枠組み(各
コミューンの人口規模に応じて議員定数を決定)に組み込まれることにな
っていたのである。

しかし、コミューン議会選挙(2020年3月)の5か月前になって、フ

【資料5】 コミューンの議員定数一覧表

コミュニティの人口	議員定数(人)	コミュニティの人口	議員定数(人)
100人未満	7	40,000～49,999人	43
100～499人	11	50,000～59,999人	45
500～1,499人	15	60,000～79,999人	49
1,500～2,499人	19	80,000～99,999人	53
2,500～3,499人	23	100,000～149,999人	55
3,500～4,999人	27	150,000～199,999人	59
5,000～9,999人	29	200,000～249,999人	61
10,000～19,999人	33	250,000～299,999人	65
20,000～29,999人	35	300,000人以上	69
30,000～39,999人	39		

出典：L'article L. 2121-2 du code général des collectivités territoriales

ランスの立法府は「新コミュニティの組織を地域の多様性に適合させるための2019年8月1日法」²⁵⁾(以下、新コミュニティ組織適合法と表記)を制定し、新コミュニティの議員定数に関する新たな特例的措置を規定した。すなわち、新コミュニティの設立後に全国一斉で実施される1回目の改選と2回目の改選の間の6年間(上述の通り、大半の新コミュニティにとっては2020-2026年の6年間)については、上で述べた地方公共団体一般法典L. 2121-2条に基づく新コミュニティ議会の法定議員定数(1つ上の階層の定数)と、前回のコミュニティ議会選挙における旧コミュニティの議員定数の総和の1/3(小数点以下は切り上げ、偶数となった場合は1議席をプラス)を比較し、後者が上回る場合には、法定議員定数の最大値である69名を上限として、後者を当該新コミュニティ議会の議員定数とすることになったのである²⁶⁾。

その結果、2020年のコミュニティ議会選挙における新コミュニティ・アヌシー(人口13万人弱)の議員定数は、2019年の新コミュニティ組織適合法が成立するまでは、2015年の新コミュニティ体制改善法に基づいて、59名(本来の法定議員定数55名の1つ上の階層の定数)となっていた。しかし、2019年の新法が定めるように、旧コミュニティの議員定数を合算した202名の1/3(小数点以下は切り上げ、偶数となった場合は1議席をプラス)である69名が、上述の59名を上回るため、69名が新コミュニティ・

アヌシーの2020年コミューン議会選挙における議員定数となった。

(2) 新コミューン議会 (2020年6月以降)

1. 2020年コミューン議会選挙 (3月・6月) の結果

2020年のコミューン議会選挙は、3月15日に第1回投票が実施されたものの、コロナ禍の影響で、通常1週間後に実施される第2回投票が大幅に延期され、ようやく6月28日に実施された。新コミューン・アヌシーでも投票がおこなわれ、同市の投票率は下記の通りであったが、全国平均よりもさらに低調であったことが分かる²⁷⁾。

- 第1回投票：36.17% (全国：44.66%)
- 第2回投票：35.65% (全国：41.60%)

人口が12万人強の同市におけるコミューン議会選挙は、人口1,000人以上のコミューンに適用される名簿式比例代表2回投票制で実施されるが、今回のコミューン議会選挙には、7つのリストが立候補し、69議席をめぐってたたかわれた (【資料6】参照)。

新コミューン・アヌシーの設立 (2017年1月) 以来、市長職にあったリゴーが率いる中道連合リストは、2020年コミューン議会選挙の第1回投票において得票率28.39%でトップに立ったものの、アストール (François ASTORG) が率いる左翼諸派リストも27.87%という僅差で2位につけた。いずれのリストも過半数に届いていないため、選挙戦は第2回投票 (決選投票) に持ち越され、第1回投票で3位につけていた大統領与党「共和国前進！」所属の国民議会議員フレデリック・ラルデ (Frédérique LARDET) 陣営とリストの統合に成功したアストールのリストが44.74%を獲得して逆転勝利を収めた。ただし、リゴーの陣営リストの12,637票に対し、アストール陣営のリストは12,664票で、両者の差は27票しかなかった。

いま述べたように、ラルデ率いる中道諸派リスト (ANNECY RESPIRE) が、第1回投票では20.50%の票を獲得し、3位につけていた。この得票率であれば、単独で第2回投票に進出することも可能であったが、アストール陣営 (REVEILLONS ANNECY!) と協議の上、リストを統合することで合意し、アストール陣営の第2回投票における勝利に貢献した²⁸⁾。その後、ラルデは新コミューン・アヌシーの第4助役とこの新コミューンが加入している「グラン・アヌシー都市圏共同体」(以下、CAGAと表記)の議長に就任している (国民議会議員との兼職)。上述のように、新コミュニ

【資料6】アヌシー市の選挙結果（2020年コミューン議会選挙）

リスト筆頭者 (市長候補者)	党派	リスト名	第1回投票 (%)	第2回投票 (%)	獲得 議席数
François ASTORG	環境保護派 (EELVを除く)	REVEILLONS ANNECY!	27.87	44.74	51
Jean-Luc RIGAUT	中道連合	Pour Anancy naturellement	28.39	44.65	15
Frédérique LARDET	中道諸派	ANNECY RESPIRE	20.5	-	-
Denis DUPERTHUY	左翼連合	LES ANNECIENS	10.04	10.61	3

出典：Le Monde, « MUNICIPALES 2020 : ENJEUX ET RÉSULTATS : Anancy ».

※7つのリストが立候補したが、第2回投票に進出した3つのリストと LARDET 陣営のリスト（ASTORG 陣営とリストを統合して第2回投票に進んだ）のみを掲載。

※ EELV : Europe Ecologie Les Verts（欧州エコロジー・緑の党）

ン・アヌシーと CAGA は、いずれも2017年1月1日に設立されているが、新コミューン議会にとっても、CAGA の共同体評議会にとっても、2020年コミューン議会選挙は初めての改選であった（EPCI の代表制民主主義について指摘されてきた「民主主義の赤字」を解消すべく、2014年のコミューン議会選挙から、EPCI の共同体評議会の選挙も同時に実施されることになった²⁹⁾。

2. 選挙結果に関する分析

このようにアヌシー市では、第二次世界大戦後、市議会における主導権を長期にわたり維持してきた中道右派勢力が、新コミューン議会（旧コミューン議会の202名の議員が議席を確保）でも初代市長のポストを維持したものの、初めての改選となった2020年のコミューン議会選挙では、僅差とはいえ、第2回投票で敗北を喫したことになる。

2020年のコミューン議会選挙を、全国のレベルで見た場合、その特徴としてまず指摘できるのは、エコロジー政党 EELV（欧州エコロジー・緑の党）が大躍進を果たし、多くの都市で市政を掌握したこととマクロン（Emmanuel MACRON）率いる大統領与党（共和国前進！）が大敗を喫したことであろう。新コミューン・アヌシーの第1回投票で2位につけていたアストール陣営（左翼諸派）が、第2回投票に向け、大統領与党所属の

国民議会議員ラルデが率いるリストとの統合を実現する一方、EELVとは選挙協力をせずに、最終的に勝利できたことは、上述のような観点からみると、非常に複雑な構図となっている。

こうした短期的な政治勢力間の力関係の変化とは別に、もう一つ考えておく必要があるとすれば、それはフランスのコミュン議会選挙における選挙制度の特徴であろう。すなわち、2014年の選挙（旧コムニオン）にせよ、2020年の選挙（新コムニオン）にせよ、人口1,000人以上のコミュンにおける改選では、第1回投票で過半数を獲得したリスト、あるいは第2回投票に持ち越された場合でも、一定の条件を満たして第2回投票に進出したもののなかで、最多得票のリストに、まず半分の議席が与えられ、残り半分の議席については、当該リストを含む各リストの得票率に基づいて比例配分される。この制度の背景には、選挙時の得票率で相対1位のリストに、必ず過半数の議席を与えることで、次の選挙までの6年間、その陣営による安定的な市政運営を保証するという考え方がある。要するに、この1位のリストには、制度上、その得票率よりも高い議席率が与えられるのである。

上述のように、2017年1月2日の新コムニオン議会は、互選でUDIのリゴーを初代市長に選出したが、その際の投票権者（その時点では202名ではなく199名だった）は、いずれも2014年のコムニオン議会選挙の際、上記の選挙制度に基づき、6つの旧コムニオン議会の議員として当選した者たちである。2014年の選挙の際には、6つの旧コムニオンで、別々に得票率が集計され、別々に議席率が算出されたが、2020年の選挙では、旧コムニオンの間にあった壁は取り除かれ、新コムニオン・アヌシーとして一括して投票がおこなわれ、一括して得票率が集計されたのであるから、その結果もおおのずと異なったものになるということであろう。

なお、左翼連合のリスト（LES ANNECIENS）を率いて第2回投票に進出した無所属（元PS）のデュベルテュイは、報道機関からの取材（第2回投票前の6月2日）に対し、アストール陣営からリスト統合に向けた打診があり、続いてリゴー陣営からも打診があったが、いずれとも統合はおこなわず、単独で第2回投票に臨むことを決定したと証言している³⁰⁾。2014年のコムニオン議会選挙の際、アストールはEELVのリスト（ANNECY CHANGEONS D'ERE）を率いて立候補し、第1回投票では第5位の10.59%の票を獲得し、第2回投票への進出も不可能ではなかったが、

14.27%の票を獲得して第3位につけていたデュペルテュイ率いる左翼連合リスト（AVEC VOUS, ANNECY POUR TOUS）との統合を実現し、自身の議席を確保している（アストール自身は、統合後のリストの3番手に挿入されていた）。アストール自身は、2016年にEELVと袂を分かつていたが、上述のように、2020年のコミューン議会選挙における全国的な動向の一つは、EELVの大躍進であったことを考えると、彼はその恩恵にあずかり、デュペルテュイ陣営との力関係を逆転させたということになる³¹⁾。

ともあれ、2020年コミューン議会選挙の結果、アストール陣営が議席率73.91%の51議席を獲得し、新コミューン・アヌシーにおける市政担当者（市長）の交代が確実となった。

(3) 市政担当者の交代

2020年7月4日、同年のコミューン議会選挙後、最初の読会が開催され、市長を互選するための投票がおこなわれた³²⁾。唯一の立候補者であるフランソワ・アストールについて実施された投票の結果は、次の通りである（上述のように、議員定数はこのときから69議席）。

投票権者69名

無効票0票、白票18票、有効投票51票（過半数26票）

フランソワ・アストール候補 51票

こうして、アストールがアヌシー市の新市長に選出された。その後、地方公共団体一般法典（L. 2122-1およびL. 2122-2）に従い、助役は最大で20名（同議会の定数69名の30%）まで任命できることを確認した上で、新市長はその人数を16名とするとともに、法律上、助役の地位にある6名の地域自治区長がこれに加わる旨を提案し、承認された。

なお、地方自治体改革法（2010年）に基づく初期の段階から、新コミューン議会で互選された1名の地域自治区長を、新コミューンの市長が兼務することは禁止されていたが、新コミューン組織適合法（2019年）により、兼務が可能となった³³⁾。ただし、アストール市長はいずれの地域自治区長についても兼務はせず、市長とは異なる6名の区長が選任されている。

また、リゴー前市長の下で承認された議決D.CN.2017-08号について、これを廃止したいとするアストール新市長の提案も、全会一致で可決された。上述のように、新コミューン設立直後の2017年1月2日に承認されたこの議決は、地方公共団体一般法典の定めに従い、6つの地域自治区に、

それぞれ区議会を置くとしていた。その際、各区議会の定数は、旧コミュニケーション議会と同数とされ、新コミュニケーション議会に議席を確保した202名が、いずれかの区議会にも議席を確保することになった。しかし、2020年のコミュニケーション議会選挙を終え、新コミュニケーション議会の定数が69名となったいま、区議会を維持する必要はなくなったというのが、新市長の提案理由である(ただし、6つの地域自治区自体は存置され、上述のように助役の地位にある6名の地域自治区長は選任されている)。

なお、アストール新市政下で「住区評議会」を所管する議会内の委員会は、12名のメンバーからなる「民主主義刷新・市民参加・住区評議会委員会」³⁴⁾であり、担当助役としては、第一助役のバンジャマン・マリア(Benjamin MARIAS)と第16助役(民主主義刷新・市民参加担当)のマリー・ベルトラン(Marie BERTRAND)が任命されている³⁵⁾。

IV 住区評議会の設置

以下では、もう一度時計を2017年に戻して、アヌシーの新コミュニケーション議会が、人口8万人以上のコミュニケーションに住区評議会の設置を義務づけている住区評議会制(2002年)に、どのような対応をしたのかを確認していく。ただし、上述のように、2020年の改選により、市政担当者の交代が起こったことから、このことが同市における住区評議会のあり方にどのような変化をもたらしたのかについても考察する。

(1) 新コミュニケーション・アヌシーにおける住区評議会の取り組み

1. 住区評議会の設置(2017年12月18日)

リゴ前市長時代の2017年12月18日、アヌシーの新コミュニケーション議会では、「アヌシー市における住区の区画の承認」に関する審議(D.CN.2017-362)がおこなわれた。

リゴ市長(当時)は、人口8万人以上という条件に該当するコミュニケーションに対し、市内をくまなく住区に区画した上で、それぞれに住区評議会を設置することを義務づけた地方公共団体一般法典L.2143-1条とともに、同法典のL.2511-10-1条³⁶⁾が、新コミュニケーションにおいては地域自治区議会の提案に基づき、同自治区内を住区で区画すると定めていることを確認した。その上で、2017年1月1日に設立された新コミュニケーション・アヌシーには、

【資料7】新コミュン・アヌシーの住区評議会（2017年12月18日設置）

住区 1	ブランジ＝グルノン	Pringy-Grenon
住区 2	ブランジ＝サントル	Pringy-Centre
住区 3	メテ住区	Quartier de Meythet
住区 4	フィエ・エ・ティウ	Fier et Thiou
住区 5	ファン＝プロニイ＝フィエ	Fins-Brogny-Fier
住区 6	プレーヌ＝コラン	Plaine-Colline
住区 7	旧市街地北部／ヴェリエ	Les Hauts d'Annecy-le-Vieux / Veyrier
住区 8	リーヴ・デュ・ラック	Rives du Lac
住区 9	ブタエ＝中心街	Boutae-Cœur de Ville
住区10	ジュブリエ	Gevrier
住区11	レ・クルーズ	Les Creuses
住区12	ル・セノ	Le Semnoz

6つの地域自治区があり、128,000人の住民が居住していることから、住区評議会の設置は同市にとっては義務であるとして、各地域自治区議会の議決に基づき12の住区評議会を設置することを提案した（【資料7】参照）。

本件は、賛成155票、反対15票、棄権8票で可決されている³⁷⁾。

2. 2020年のコミュン議会選挙における争点としての住区評議会

2020年のコミュン議会選挙に左翼連合のリストを率いて立候補した無所属（元PS）のデュベルテュイは、報道機関からの取材（2019年6月）に対し、リゴール市政（当時）は住区評議会を設置したものの、それは「見せかけに過ぎない」と述べ、その熱意に対する懐疑の念を表明している³⁸⁾。実際デュベルテュイは、上で述べた2017年12月18日の新コミュン議会での住区評議会の設置について審議された際、議決に反対票を投じている。

また、同じく2020年コミュン議会選挙により市政担当者の交代を実現したアストール陣営（環境保護派）は、選挙に向けたマニフェストにおいて、住区評議会の改革を含む、次のような「民主主義刷新」を旗印とする改革を提案している（【資料8】参照³⁹⁾）。

【資料8】2020年コミューン議会選挙における
アストール陣営のマニフェスト(抜粋)

民主主義の刷新によりみんなで決定する地域政治を

【われわれのアクションプラン】

自治体活動への信頼の回復

1. 政治倫理に根ざした自治体を目指し、ANTICOR⁴⁰⁾の『憲章』(30の約束)に署名する。
2. コミューン議会をオンラインでライブ中継する。
3. 「地域民主主義監察室」を創設する。
4. データの公開:市のウェブサイトですべての公的データを公開する。

自治体の機能に活力を与える

1. 新設される都市内分権組織のメンバーの一部を抽選で選ぶ。
2. 市議・市の諸機関・都市内分権組織のメンバーによる集団的知性(intelligence collective)を促進し、審議機関(市議会を除く)にファシリテーターを配置する。
3. すべての人の自発性と革新性を促進する観点で、市のサービスを組織する。

地域政治に住民を参画させる

1. 都市政策のプロジェクトに関する常設協議機関(市議や市の諸機関、住民、中間団体の代表が構成)として市民評議会(conseil citoyen)⁴¹⁾を創設する。
2. 市役所内に「民主主義・市民参加」局を創設し、6つの地域自治区に設置される市民参加センターで活動を展開する。
3. プロジェクトの長期的な影響を予測するため、若者評議会と長期予測評議会を創設する。
4. コミューン議会または有権者の10%の発議による住民投票を組織する。
5. 参加型予算を通じて住区評議会を強化する。

このように、アストール陣営は、2020年のコミューン議会選挙よりも前から、一般市民が参加する都市内分権組織のメンバーの一部を抽選で選出することを地域民主主義の活性化に向けた一手段と位置づけていたことが分かる。これを、既存の住区評議会に取り入れるつもりでいたのかどうかは定かでないが、他方で、住区評議会の強化策として、参加型予算⁴²⁾をその任務の一つとしている点は興味深い。

市政担当者の交代を実現した2020年7月以降、アストール市政はこのマニフェスト(住区評議会の強化)をどのような政策として打ち出していったのか。項を改めて検討していく。

(2) アストール新市政による見直し作業

新コミュン・アヌシーのアストール市政による住区評議会改革は、2020年10月12日の読会における議決 D.CN.2020-181（市民参加改革：暫定住区評議会の設立と組織化、住区の区画見直しと参加型予算の創設に向けた市民討議の開始）により、その方向性が明確になった⁴³⁾。

まず重要と思われるのは、この議決では、市民討議と民主主義的実践の諸原則の尊重を目指し実施される市民参加関連の諸施策を評価し、改善するため、同市が「民主主義実践監察室 (Observatoire des Pratiques Démocratiques)」を設置する旨が確認されている点である。その上で、次の3つの点 (①～③) について、その方針が確認されている。

① 予備的な審議をおこなう住区評議会の暫定的な設置

2017年12月18日の新コミュン議会で区画が決定された12の住区（【資料8】参照）を存置し、それぞれに予備的な審議をおこなうための暫定住区評議会を設置する。16歳以上の当該住区住民と当該住区の職能団体や市民団体のメンバーに参加資格があり、各住区内の社会的多様性を確保すべく、住区評議会の人数はそれぞれ20～25名とする。その内訳については、70%は住民（その半分は立候補した住民のうち抽選で選ばれた者、残りの半分は有権者名簿から無作為抽出された者）、残りの30%は職能団体や市民団体のメンバーで構成される⁴⁴⁾。

予備的な審議をおこなう暫定住区評議会には、集団的知性を促進するため、各住区評議会が所在する地域自治区の区長が出席し、依頼があれば、ファシリテーター（専門家）を出席させる。会議は非公開でおこなわれる。

民主主義刷新・市民参加担当助役（第16助役のマリー・ベルトラン）は、必要に応じて、この暫定住区評議会に出席し、市民討議を尊重しつつ、市民参加の改革過程をコントロールする。

暫定的住区評議会の役割は次の3つとする。

- A) 新しい住区評議会の制度設計
- B) 住区の地理的区画の再定義に向けた市民討議
- C) 参加型予算の取り組みにおける使途の提案の呼びかけ（住民が直接使途案を提出するパターンもあれば、住区評議会や住民団体を通じて間接的に提出するパターンもある）

② 住区の地理的区分を再定義するための市民討議の開始

コミュンの合併は、住民と公的機関（市長や市議などの代表者）との

間にある近隣空間を弱体化させるものであることから、両者の距離を縮めるための改革が重要となる。住民のニーズは住民自身がよく理解している以上、地域住民の生活空間である住区こそが、最もアクセスや把握がしやすい地理的区画である。市は住民との距離を縮め、その声に耳を傾けながら、住区が住民の意見表明の場であると同時に公共サービスを提供する場となるよう、その地理的区画の見直しに向けた市民討議を開始する。

この討議を踏まえ、市議会は改めて住区の数や地理的区画を定義し、その後、それぞれに新しい住区評議会が設置される。また、これをもって、12ある暫定住区評議会は解散となる。

③ 参加型予算の設立

市民参加は民主主義刷新の主要な論点であり、市はこうした観点において市民に意見表明と活動の場を提供する。開かれたガヴァナンスを実践するために「参加型予算」が導入されるが、そのためには住民と公的機関（市長・市議などの代表者）の紐帯を強化する必要があるし、自治体財政の透明性を確保し、自治体活動を革新し、さらにアヌシー市民の慣習知や創造性を信頼することも重要となる。

これにより、アヌシー市民は、地域の活性化や施設整備のための予算編成に参画し、意中の使途案に投票することになる。この取り組みに対して住民に関心を持ってもらえるよう、オンラインのプラットフォームを設け、住民や住区評議会、住民団体や市民団体が使途案を提出できるようにする。

提出された使途案を集約した上で、市の専門部局がその内容をチェックし、条件を満たしている使途案のリストが作成される。このリストに基づき投票がおこなわれ、その優先順位を付した使途案が、市議会に提出され、最終決定される。この参加型予算に配分される予算は、市全体で100万ユーロ（住民一人あたり約7.70ユーロ）とする。

以上の提案について、質疑応答がおこなわれた後、議決案全体が採決にかけられ、賛成55票、反対0票、棄権14票（前市長のリゴ陣営）で承認された。

なお、この質疑応答の際には、住区評議会のメンバーが有権者名簿からの無作為抽出で選出されることに対する疑念が提出されている。すなわち、やる気のある市民の参加機会が失われ、住区評議会は活動水準を維持できなくなるのではないか、あるいは、住区評議会が討議を通じて出した結論に正統性はあるのかといった疑念である。また、地域自治区長や民主主義

刷新・市民参加担当助役が住区評議会に出席することで、市民による討議が不当にコントロールされるのではないかといった疑念を呈する議員もいた。

ともあれ、この議決を受け、同市の公式サイト（「住区評議会」のページ⁴⁵⁾）には、以後9か月をかけて、暫定住区評議会が住区の数や地理的区画の再定義をおこなう旨の案内が掲出された。ただし、2021年12月17日現在、市の公式サイトの上記ページには、「新型コロナウイルス感染症の影響から、住区評議会は2021年3月中に設置される」との告知が掲出され、それ以降更新がおこなわれていない（市議会でも、本件に関する審議はおこなわれていない）。そのため、アストール市政による住区評議会の見直し作業がどこまで進んでいるのか、確認できない状態になっている。

他方、参加型予算については、市議会での承認を受けて、市の公式サイト上に上述のオンライン・プラットフォーム⁴⁶⁾が作成され、2021年1月4日から使途案の募集が開始された。

V むすび

(1) 本稿のまとめ

以上のように本稿では、新コミュニティの設立によって住区評議会の設置が法的義務となった新コミュニティ・アヌシーを事例とし、同市における新コミュニティの設立と住区評議会の設置がそれぞれどのようにおこなわれ、特に後者がいまでのような状況にあるのかについて検討してきた。

まず第Ⅱ節では、フランスの新しい市町村合併制度を利用して、アヌシー市が周辺5コミュニティとともに「新コミュニティ」を設立した過程を確認した。法制度上、その設立に参加した旧コミュニティ議会が地域自治区議会として存続することは可能であり、実際アヌシーでは、新コミュニティ議会が2017年1月に設置されて以降も、地域自治区議会が3年半にわたり存続したが、代表制民主主義の舞台は、名実ともに旧コミュニティ議会から新コミュニティ議会へと移行する。そして、新コミュニティ議会において主導権を握った勢力が、住区評議会制（2002年）の特性上、同市での近隣政治システム（住区評議会の制度設計や実際の運用）をもコントロールする立場に立つことから、新コミュニティ議会内の政治的力関係に関心をもって考察をおこなった。

新コミューンが設立されると、確かに代表制民主主義の舞台は旧コミューン議会から新コミューン議会へと移行するものの、同時に旧コミューン議会の議員たちは、引き続き新コミューン議会における議員の身分を維持している。そこで第Ⅲ節では、まずアヌシーの新コミューン議会において、議員定数がどのように管理されたのかを確認した。その上で、同議会にとっては初の改選となった2020年のコミューン議会選挙の結果、市政担当者の交代があったことを明らかにした。その初代市長は旧アヌシー市の市長だったリゴーであったが、2020年選挙の第2回投票では、同陣営のリストが、27票差でアストール陣営（環境保護派）のリストに敗れたことで、市長が交代することになった。

最後に第Ⅳ節では、新コミューン・アヌシーの設立後、リゴー市政下において住区評議会がどのような手続きにより設置されたのかを確認した。ただし、2020年のコミューン議会選挙により市政担当者がアストールに交代したことで、現在新しい方針でその見直し作業が進められていることもあわせて明らかにした。

(2) 残された検討課題

以上の考察を踏まえ、残された検討課題は次のように整理される。

一点目は、2017年末にリゴー市政下で設置された新コミューン・アヌシーの住区評議会に関わっている。本稿では、その設置の法的手続きについて確認をおこなったが、設置後のおよそ2年間、同市政下で、実際どのような活動がおこなわれていたのかは明らかにできていない。この点のリサーチが引き続き必要になっている。

二点目は、アストール市政下でおこなわれている住区評議会の見直し作業についてである。コロナ禍の影響もあり、実際、同市における見直し作業それ自体がどこまで進んでいるか定かでないが、現地調査を含む、より一層のリサーチでこれを明らかにし、同市政下では住区評議会の取り組みがどのように展開されているのか、明らかにしていく必要がある。その際には、「参加型予算」のオンライン・プラットフォームにおいて、使途案を提案できる主体の一つとされている住区評議会が、実際どのように関与することになったのかについても確認する必要がある。

今後に残された検討課題を以上のように整理して、本稿を閉じることにする。

※本稿は、令和元-3年度科学研究費補助金・基盤研究(C) (一般)「フランスの市町村合併と合併後の広域空間における都市内分権組織の機能に関する研究」(研究代表者:中田晋自)[JSPS 科研費19K01448]による研究成果の一部である。

注

- 1) Loi du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité.
- 2) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユの3大都市の特別制度を除く)。
- 3) フランスの住区評議会制については、拙著『市民社会を鍛える政治の模索—フランスの「近隣民主主義」と住区評議会制—』(御茶の水書房、2015年1月)を参照。
- 4) フランス内務省地方公共団体総局のデータによれば、同制度が導入された2002年以降、2008年まで、全国に設置された住区評議会と担当助役のポスト数は次のように推移したという。

住区評議会制導入後の住区評議会および担当助役のポスト数

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
住区評議会数	292	982	1177	1305	1495	1583	1552
担当助役の数	56	379	409	494	817	655	731

出典: Ministère de l'Intérieur, la Direction générale des collectivités locales

※いずれも実数。設置が義務づけられているコミューンは50前後。任意で設置できるとされる人口2万～8万人のコミューンも含まれる。

COLLECTIVITES LOCALES.gouv.fr, « Les Conseils de quartier ».

<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/institutions/les-conseils-de-quartier> (2021年9月14日アクセス)

- 5) 新コミューン・シェルブール＝アン＝コタンタン (commune nouvelle de Cherbourg-en-Cotentin) の設立については、拙稿「フランスの新しいコミューン再編統合政策と地方議員たち—シェルブール＝アン＝コタンタン市における『新コミューン』設立の事例—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第52号、2020年3月を参照。
- 6) L'Association des maires de France, *Maire info : Le quotidien d'information des élus locaux*, « Annecy devient la plus grande commune nouvelle de France », Édition du mardi 21 juin 2016.
<https://www.maire-info.com/communes-nouvelles/annecy-devient-la-plus-grande->

commune-nouvelle-de-france-article-19727 (2021年9月10日アクセス)

なお、フランス市町村長会によるこの情報サイトの記事によれば、新コミュニティの名称に関する住民からの意見聴取結果は、「アヌシー (Annecy)」が41.9%の票を獲得してトップ。それ以外では「アヌシー・ル・グラン (Annecy-le-Grand)」(22.6%)と「アヌシー・ル・ラック (Annecy-le-Lac)」(7.1%)などの名称案が支持されていたとされる。

- 7) Loi n° 71-588 du 16 juillet 1971 sur les fusions et regroupements de communes (La loi Marcellin).
- 8) Thomas FRINAULT, *Le pouvoir territorialisé en France*, Presses Universitaires de Rennes, 2012, p. 118. マルセラン法については、拙稿「フランスの地方自治体改革(2010年)における新しい市町村合併政策—新コミュニティ(commune nouvelle)制度」の創設とその現況—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第51号、2019年3月、pp. 63-87を参照。
- 9) Loi n° 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines.
- 10) フランスにおける自治体間協力の制度発展史については、拙稿「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展—『民主主義の赤字』問題と民主主義改革—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第47号、2015年を参照。
- 11) Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales. 同法は「メトロポール (Métropole)」の設立を規定するなど、EPCIの大規模化が図られ、いまやフランスのコミュニティのほぼ全てがいずれかのEPCIに帰属している。
- 12) 社会党(以下、PSと表記)のオランド(François HOLLANDE)大統領は、「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立に関する2014年1月27日法(Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles)」と「共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日法(Loi n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République)」を成立させることで、EPCIの再編統合を推進する方針を明確にした。
- 13) Loi n° 2015-292 du 16 mars 2015 relative à l'amélioration du régime de la commune nouvelle, pour des communes fortes et vivantes. また翌年には、同法を補完する「新コミュニティの設立時に地域自治区により準コミュニティの維持を可能にする2016年11月8日法(Loi n° 2016-1500 du 8 novembre 2016 tendant à permettre le maintien des communes associées, sous forme de communes déléguées, en cas de création d'une commune nouvelle)」が制定されている。
- 14) Thomas FRINAULT, « Les communes nouvelles : l'invité surprise de la réforme territoriale », *Revue française d'administration publique*, vol. 162, n° 2, 2017, pp.

- 285-291.
- 15) 新コミュニケーションの設立促進を目指し実施された施策については、拙稿、2020年3月を参照。
 - 16) Les collectivités locales en chiffres et Bulletin d'Information Statistique (N° 130 – mars 2019, N° 143 – mars 2020, N° 152 – mai 2021) par la Direction générale des collectivités locales (DGCL).
<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/bulletin-dinformation-statistique-bis-de-la-dgcl> (2021年9月6日アクセス)
 - 17) ここではアヌシー市議会に上程された決議案を参照した。Ville d'Annecy, Conseil municipal, Procès-Verbal de la Séance officielle du lundi 20 juin 2016, 2016-121 création d'une commune nouvelle par regroupement des communes d'Annecy, Annecy-le-Vieux, Cran-Gevrier, Meythet, Pringy et Seynod.
https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=3748&path=Pv-CM-2016.zip (2021年9月12日アクセス)
 - 18) 県レベルにおける国の出先機関を代表する内務官僚。
 - 19) La Communauté de l'agglomération d'Annecy
 - 20) La communauté d'agglomération du Grand Annecy
 - 21) Ville d'Annecy, Recueil des actes administratifs et règlementaire, Délibérations du conseil municipal du 2 janvier 2017, D.CN.2017-01 à D.CN.2017-20.
https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=120&path=RAA-janv-mars-2017.pdf (2021年9月11日アクセス)
 - 22) ポピュリスト政党「国民戦線 (Front National)」が、「国民連合 (Rassemblement national)」へ名称変更したのは2018年6月。
 - 23) ドゴール派「国民運動連合 (Union pour un Mouvement Populaire)」が、「共和党 (Les Républicains)」へ名称変更したのは2015年5月。
 - 24) Thomas FRINAULT, *op. cit.*, 2017, p. 288.
 - 25) Loi du 1^{er} août 2019 visant à adapter l'organisation des communes nouvelles à la diversité des territoires.
 - 26) Les élections municipales 2020 dans les communes nouvelles.
<https://www.vie-publique.fr/eclairage/270976-les-elections-municipales-2020-dans-les-communes-nouvelles> (2021年9月6日アクセス)
 - 27) Covid-19の感染危機下で実施されたフランスの2020年コミューン議会選挙については、拙稿「フランスの2020年コミューン議会選挙と『新コミューン』制度—シェルブール＝アン＝コタンタン市の事例—」『愛知県立大学外国語学部紀要 (地域研究・国際学編)』第53号、2021年3月を参照。
 - 28) 第2回投票に向けてラルデ陣営とリストを統合したアストール陣営は、そのリスト名 (REVEILLONS ANNECY!) を維持したが、報道機関による党

- 派の分類をみると、第1回投票では「左翼諸派」、第2回投票では「環境保護派(EELVを除く)」となっている。このことを踏まえ、【資料6】ではアストール陣営の党派を後者で表記している。
- 29) 拙稿、2015年3月を参照。
- 30) France Bleu, « Municipales à Annecy : Denis Dupertuy part seul sur fond de polémique », le 2 juin 2020.
<https://www.francebleu.fr/infos/politique/municipales-a-annecy-1591081769> (2021年9月11日アクセス)
- 31) France 3 Auvergne-Rhône-Alpes, « Municipales 2020 : qui est François Astorg, le nouveau maire écologiste d'Annecy ? », le 28/06/2020.
<https://france3-regions.francetvinfo.fr/auvergne-rhone-alpes/haute-savoie/annecy/municipales-2020-qui-est-francois-astorg-nouveau-maire-annecy-1847666.html> (2021年9月13日アクセス)
- 32) Ville d'Annecy, Recueil des actes administratifs et règlementaire, Délibérations du Samedi 4 Juillet 2020, D.CN.2020-53 : Élection du Maire.
https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=4198&path=Deliberations-et-decisions-du-Maire-du-17-decembre-2019-au-10-fevrier-2020.pdf (2021年9月10日アクセス)
- 33) Ministère de la Cohésion des territoires et des Relations avec les collectivités territoriales, « La loi « Communes Nouvelles » expliquée aux élus, Qu'est-ce qui change ? », Août 2019.
https://www.cohesion-territoires.gouv.fr/sites/default/files/2019-07/La_loi_Communes_Nouvelles_expliquee_aux_elus.pdf (2021年9月11日アクセス)
- 34) Commission renouveau démocratique, participation citoyenne et conseils de quartier
- 35) Ville d'Annecy, « Composition des commissions ».
<https://www.annecy.fr/32-composition-des-commissions.htm> (2021年9月11日アクセス)
- 36) ここで言及されている地方公共団体一般法典L.2511-10-1条は、パリ・リヨン・マルセイユの特別区(コミューン議会と同等の議会有する)における住区評議会制について定めたものであり、現行法制をより正確に説明するためには、同条項が新コミューン内の地域自治区にも適用されると定めた同法典L.2113-17条もあわせて示す必要がある。
https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=96&path=compte-rendu-conseil-municipal-18122017.pdf (2021年9月14日アクセス)
- 37) Ville d'Annecy, Recueil des actes administratifs et règlementaire, Délibérations du 18 décembre 2017, D.CN.2017-362 : Approbation des périmètres de quartiers de

la ville d'Annecy.

https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=129&path=Recueil-des-actes-du-14-novembre-au-18-decembre-2017.pdf (2021年9月14日アクセス)

https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=96&path=compte-rendu-conseil-municipal-18122017.pdf (2021年9月14日アクセス)

38) France Bleu, le 2 juin 2020.

39) RÉVEILLONS ANNECY ! « Démocratie & Participation Citoyenne ».

<https://www.reveillonsannecy.fr/programme/thematiques/democratie-participation-citoyenne/>. (2021年9月12日アクセス)

40) 政治腐敗と闘い、政治倫理の促進を求めるフランスの市民団体。

41) フランスの「都市政策 (Politique de la Ville)」と呼ばれる困難地域での活性化政策を実施する際、これを評価するため地元の自治体に設置される会議体。これについては、中野裕二「【研究ノート】フランス都市政策優先地区における『市民評議会 (conseil citoyen)』制度の創設」『駒澤法学』(第17巻2・3・4号、2018年)などの研究成果がある。

42) 周知のように、参加型予算はブラジル南部の工業都市ポルト・アレグレで1989年に導入された参加民主主義制度の一つである。同市のそれは、自治体の一部予算の用途案について、メンバーを限定しない近隣地区レベルの「住民集会」でまず討議し、さらに上のレベルの会議(地区レベルや市レベル)へと、意見を上げていく点に特徴を有している。しかしその後、ブラジル国内はもちろん、フランスや日本を含む多くの国の都市自治体で実施されるなかで、各都市の実情にあわせた修正がおこなわれている。例えば、パリ(Paris)市やリール(Lille)市など、フランスの諸都市では、上述のポルト・アレグレ市とは異なり、事前登録した住民がネットを通じて意中の予算用途案に投票する、いわばネット投票型の参加型予算が実施されている。レンヌ(Rennes)市における「参加型予算」の実施について、現地調査の成果に基づき検討したものとして、拙稿「フランスの都市自治体における参加型予算の実践—レンヌ市における地域民主主義改革(2014-15年)の事例—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』(第49号、2017年3月)を参照。

43) Ville d'Annecy, Recueil des actes administratifs et réglementaire, Délibérations du 12 octobre 2020, D.CN.2020-181 : Démarche de participation citoyenne - Installation et organisation des conseils de quartier exploratoires, lancement d'une concertation citoyenne pour la définition des quartiers et création d'un budget participatif.

https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=6486&path=deliberations-25-juillet-12-octobre-2020.pdf (2021年9月15日アクセス)

https://www.annecy.fr/cms_viewFile.php?idtf=7123&path=CR-conseil-municipal-

- 12-10-20-version-integrale.pdf (2021年9月15日アクセス)
- 44) 2020年10月12日の議決では言及されていなかったが、後述の同市公式サイトでは、立候補した住民のなかから抽選でメンバーを選出する際には、「パリティ (男女同数)」にも配慮するとの一文が付加されていた。
- 45) Ville d'Annecy, « Conseils de quartier ».
<https://www.annecy.fr/591-conseils-de-quartier.htm> (2021年9月13日アクセス)
- 46) Ville d'Annecy, « Budget participatif 2021 ».
<https://jeparticipe.annecy.fr/participation/1/3-espace-participatif.htm> (2021年9月15日アクセス)